政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　施設等機関（第三十一条―第三十三条）
第三章　特別の機関（第三十四条―第三十六条）
第四章　地方支分部局（第三十七条―第三十九条）」を
「第二章　審議会等（第三十一条）
第三章　施設等機関（第三十二条）
第四章　特別の機関（第三十五条）
第五章　地方支分部局（第三十八条―第四十四条）」に改める。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、同章を第四章とする。

第二章中第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、同章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　審議会等

（規制改革会議）

第三十一条　法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、規制改革会議を置く。

2　規制改革会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。

二　前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

3　前項に定めるもののほか、規制改革会議に関し必要な事項については、規制改革会議令（平成二十五年政令第七号）の定めるところによる。

附則に次の一条を加える。

（規制改革会議の設置期間の特例）

第十一条　規制改革会議は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

規制改革会議令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

規制改革会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　規制改革会議（以下「会議」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2　会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員の任命等）

第二条　委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（議長）

第三条　会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2　議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第四条　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第五条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

（庶務）

第六条　会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（会議の運営）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三